

# 産業建設常任委員会記録

令和2年12月10日

【開催日】 令和2年12月10日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時55分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【参考人出席】

青木保	北村隆	齋藤博行	酒井秀昭
竹本登			

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】

- 1 地域建設産業の再生に関する要請書について
- 2 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書について
- 3 山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書について
- 4 閉会中の所管事務調査事項について

---

午前9時30分 開会

---

中村博行委員長 ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。それでは今日の審査番号はお手元にありますように4点ございます。最初に今

日は建設山口のほうから出ております2件について、地域建設産業の再生に関する要請書と住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書ということになっております。また、本日は参考人といたしまして、青木保様、北村隆様、齋藤博行様、酒井秀昭様、竹本登様の出席を得ております。それでは委員会を代表して参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情について参考人から御説明いただき、その後委員から質疑に入ります。また参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださるようお願いいたします。発言の内容については、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あわせて御了承をお願いいたします。まず本日は2件を最初に生かして御説明いただいて質疑に入りたいと思いますので、お願いいたします。それでは、説明をよろしくをお願いいたします。

齋藤博行参考人 要望書は小野議長に対して建設山口小野田支部が提出したものです。1としまして公共工事設計労務単価が引き上げられたことに対応し、全ての建設労働者の賃金と下請業者の法定福利費、国交省が示している雇用に伴い必要な諸経費41%等、必要な諸経費を含む契約単価の引上げ、適正な積算での発注等の施策を一層推進してください。2、新担い手3法の具体化を進めてください。市発注工事における公正な元下関係・取引、適正な労働環境、法定福利費を適切に含んだ単価と賃金の支払を確保してください。3、市発注の工事における建設労働者の賃金実態や就労環境を把握してください。4、社会保険推進に当たっては憲法適用除外制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入留意してください。5、公契約条例を設定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払と適正な労働条件等確保地域建設産業の発展、好循環を図ってください。6、適正な工期設定を推進し、週休2日の導入に必

要な経費、的確に計上し、公共工事における働き方改革を進めてください。7、建設キャリアアップシステムの普及促進を図ってください。現場ごとに建退共証紙の貼付実績報告書等を求め、現場従事者への証紙貼付の実態の把握に努めてください。8、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う現場対策等を講じてください。これが先日、小野議長に要請したものであります。もう一通が藤田剛二市長に要請したものであります。住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書、地域経済の慢性的な低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題としています。このような状況の下、建設産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する住宅リフォーム制度が全国の自治体で大きく広がりつつあります。建設産業は雇用創出効果も高く、また、建設修繕などの工事に伴い、各備品購入にもつながるなど、他産業を含めて、その広い経済効果が見込める分野です。特に地元建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきています。また、住宅リフォームの推進は地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性耐久性の向上につながり、市民の安全な生活を営む上で住環境の質の向上も図ることにつながります。さらに省エネCO<sub>2</sub>対策としての効果も期待できます。貴市におかれましては、平成21年度から持続して制度を創設していただき、地域住民の住宅の質に向上につながるものとともに、地元建設業者を活用することで、地域経済にも大きな効力を発揮したものと思われまます。つきましては今後も市民の住環境の質の向上と、地域経済を活性化するため、下記の項目について実施されますよう要請いたします。令和3年度以降も地元建設業者を活用した住宅リフォーム制度を持続してください。

中村博行委員長 何かほかの皆様から補足をされるような点がありましたらお願いします。

酒井秀昭参考人 リフォーム制度の件なんですが、毎年できないのか。それを要望したい。それから、条例化を是非お願いしたいと思います。この制

度は、県下で一番初めに山陽小野田市でやられたという制度で、大変我々としてはありがたく思っております。この辺を検討していただきたいと思えます。

青木保参考人 具体的なことになろうかと思いますが、少子高齢化、そして働き手の中に、高齢化して、なかなか新しい人が確保できない。そういうふうな状況の中で、今の働き方改革が出たんだろうというふうに思っております。そこで市の議員がどのくらいまで把握されているか。質問じゃないですよ。その実態を述べさせていただければいいのかなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）公共工事の中で、設計労務単価、職人に払うお金が1万8,000円ですから、それに法定福利費を入れて約2万2,000円になっております。先ほど言いました41%の確保をしてくださいということですね。その中で第一次下請には大体取るみたいなんです。2次、3次、4次ぐらいが我々の仲間の状況です。1万8,000円すら出ておりません。この実態を本当に御存じでしょうかというのが、ある上でこういう条例化をしていただきたいというのが本音でございます。条例化をしていただけたら金額の8割ぐらいまでは絶対に払っていただける。2割は経費でありますから、仕方ないなと思いますが、2割減ぐらいでとどめていただくと、大体職員の懐も潤うんじゃないかなというふうに思えます。

中村博行委員長 それでは質疑に入ろうと思いますが、その前に先ほど山陽小野田市のリフォーム制度が隔年というふうにおっしゃったと思うんですけども、実は毎年出ているように、私どもは認識をしておりますけれども、制度が始まって、毎年1,000万円ほど、当初予算で挙がっていると思えます。

森山喜久委員 私たちの資料の3ページで下のほうで、星が二つ目、山陽小野田市は1年の間を空ければ再び利用可というふうにあるんですけど、これはリフォームをされた住宅の施主さんが利用するためには、1年間

空けないといけないというふうなことでよろしいのでしょうか。その確認をさせてもらえたらと思います。

青木保参考人 利用する側は1年空けるとなっています。そこを毎年できないのかなど。というのは経済効果が上がると思います。市のほうも予算の問題もあろうかと思いますが、我々の要望は例えば1,000万円組んでいただいたら、多分できないときもくると思います。それが800万円でも600万円でも構わないと思っています。ただ、毎年使えるようになれば、もっと営業の面で良くなるんじゃないかなというふうに思っております。

高松秀樹委員 要請書を2通お出しになっておるんですが、2通とも市長宛てにも出されたということですか。そのときに懇談とかされたんですか。ただ提出をただけですか。

青木保参考人 委員からお話がありましたが、県下17支部ありまして、要望書を出して、こういうふうに場所を作っていたのは山陽小野田市議会が初めてなんです。その意味では本当にありがたいなあというふうに思っております。今までは全くありません。一歩進んでいただけたかなと思っています。

高松秀樹委員 発言で条例化をしてほしいとありましたが、これは住宅リフォーム助成制度、そのものを条例化して恒久化というか、いつでも継続できるようにという意味合いですか。

青木保参考人 これについては、嘆願しなくても安心して予算を組んでいただけるということにつながっております。

高松秀樹委員 ということは、今の状況は非常に不安定で、例えば来年度切られるかもしれないとか、そういうのがあるので、条例化したほうがいい

んじゃないのかっていうことですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 山口県内の市町村で要望書を出したのは、山陽小野田市が初めてですね。

青木保参考人 こういう場を設けていただいたのが山陽小野田市が初めてということですよ。

岡山明委員 県内の13市全てにそういう要望書を出しておると。そういう中で聞き取りが行われたのが、この山陽小野田市だけということですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）山陽小野田市の支部の中にいらっしゃる人数は、それと同時に県内に13市ありますが、人口の割合に沿った形で建設業者の方々がいらっしゃるという状況ですか。

青木保参考人 岡山委員からのお話ですが、建設山口本部、各県下17支部ありまして、想定で1万2,000人組合員がいます。当小野田支部は580人ぐらいですかね。ちょっと6ページを見てもらえますか。

中村博行委員長 6ページの表にあると思うんです。表の一番下が県下で1万1,984人ですね。小野田支部が567人ですかね。ここに書いてあるこの資料でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

恒松恵子委員 いろいろ表を出していただいて県内を見たら山陽小野田市は上限が他市より低いんですが、これももちろん他市に合わせて上限の10万円まで行ってほしいという御要望はおありですか。

齋藤博行参考人 私もかねがねこれをお客さんとともに要望といいますか、議会の先生方に会う度にそういうことも言っています。10万円で1万円、上限で7万円でなしに、100万円で10万円までというのをお客さんも望んでいらっしゃいます。これは僕も年間10件近く市の助成制度を

使っていますけど、皆さんやっぱり100万円を超えることが多々あります。その中で100万円で10万円ならいいよねというお客さんがほとんどですよ。そして、リフォームされるお客さんというのは、俗に言う65歳以上の方が多いですからね。そういう面も含めて、15万円も20万円というような高望みはしません。上限で10万円で設定してもらって、それに向けて議論してもらえればというふうに思います。

宮本政志委員 今のお話でいくと、やはりこの助成の内容を拡充すると、そうしたらリフォームを諦めていたけど、やろうかなってという人もいらっしゃるというふうに受け止めたらいいんですかね。

齋藤博行参考人 そういう方もいらっしゃいます。いらっしゃいますけど、そうするともうちょっとしたいなど。60万円、70万円がもうちょっとこれほしいから90万円っていうふうなことが多いかと思います。

宮本政志委員 それとこの資料の4ページ目の要請書の1番から8番までありますよね。このリフォーム助成制度を条例化してずっと続けていけるようにというのが一番大きな柱だと思うんですけども。この1番から8番の中で、例えば中抜きっていうのか、一番上の会社から、さっき青木さんおっしゃったように、どんどん下に行けば行くほど手に入る賃金が下がってくると。これは国の制度にも関わることもかもしれませんが、市として、どうにかならないかっていうのが大きく受け止められるのと、特に6番ですよ。当然、天候にも左右されるでしょうけど、6番を見るときちょっとした週休2日制じゃなくて、下手をすると10日も2週間もずっと仕事になるっていう、孫請とかですよ。そういう労働環境のことに関しても強く望んでおられるんですか。

青木保参考人 言われました週休2日制を盛り込んでおりますよね。ただ我々の業界は日雇いですから、休むと賃金はないわけですよ。それを盛り込んでほしいという意味なんです。だから、我々は1人親方がほとんど

で80%おられます。事業主とそれから雇用されている方と、その中で割合がそうです。その中で、昨年の賃金アンケートっていうのを取って公共工事に関わっているのが1万2,000人の中で2,500人ぐらいおります。それくらい関わっている。ただ、その中で賃金が上がったかっていうと、上がってないっていうのが80%なんです。ここで分かりたいと思います。だから休みも当然さっき言われた、雨が降ったらしわ寄せがきてやらないかと。工期も間に合わん。そこら辺りをしっかり工程的なものも含めてやっていただきたいというのが本音です。

宮本政志委員 12ページのQ2の1っていうので、収入、売上げが減少していないよっていう方が24%しかいらっしゃいませんよね。片やこの下のQ2の3で金融機関の融資を受けたかってことで申請予定なしっていう方が約7割いらっしゃいますと。つまり、売上げが下がっていないですよっていう方は4分の1しかいないですけど、融資の申請を予定していないっていう方は7割いらっしゃる。これっていうのは借りにくいっていうのがあるんですか。つまり市か県か国で、もし単独の何か融資制度みたいなものがあったらいいなど。そういった実態があるんですか。

竹本登参考人 僕たち末端の業者っていうのは、いよいよ弱い立場です。零細事業者ではありません。零細業者です。業者ってことは個人です。個人というのは管理金融機関に行っても、大体借りられません。借りようと思っても借りられないということが大半だと思います。零細事業者なら事業者ですから、本人じゃなしに会社もあるということですから、借りることができますけど、零細業者となると借りたくても借りられないというのが大半だと思います。

藤岡修美副委員長 地域建設産業の再生に関する要請書の3番です。市発注の工事における建設労働者の賃金自体、就労環境を把握してくださいという件で、建設山口の小野田支部は市の公共工事こういった形で入られているのかなど。例えば大工とか鉄筋工とかいろいろ形としてはあるんで

すけど、どのような形態で今入られているんですか。

青木保参考人 元請はありません。だからこういう問題が起きてくるわけです。元請ならば払う側だから問題ないし、きちっと履行するんですけど、先ほど言いました、元請、下請、孫請、その下なんですね。そうすると、例えば今、単価が1万8,000円とします。そうすると1万5,000円でやるよというところがたくさんあると。そうすると仕事がいる人は飛びつくわけです。もう法定福利なんて関係ないわけですよ。そういう意味合いで把握していただきたいというのが本音なんです。ほとんどがそうなんです。だから下請さんまでは出ていると思います。その下に入る部分については皆さん泣いておられます。特に子育て世代の方は仕事がなかったら生活できないという状況ですから、我々は何とか食べることができるんですけどね。そこら辺をやっぱりこれから若い人が育っていく中では考えていただきたい。

藤岡修美副委員長 その辺もあって技能労働者、なかなか若手が育たないってことだと思うんですけど、現実に鉄筋工とか、型枠大工とか、どの辺りの職人が一番不足しているんですかね。

青木保参考人 全体的です。65歳以上が40%を占めていますから、例えばリタイアするとせめて35%ぐらい若い人が入らないと、埋まらないということですね。だから、災害時における復旧工事が遅れるのはそこなんです。言い方が悪いんですけど、大工も今大工と言いませんよね、組立工となっていますね。その方はリフォームができないんです。修理ができないんです。

藤岡修美副委員長 一番切実なのが設計労務単価が上がっているのに、実際皆さんが作業して受け取るお金が減っていると。孫請の下で今入られるというような説明がありましたけど、そこで競争が働いてしまうから、安いほうに流れる。やはりそれって公共工事で元請が下請に出すために、

市に施工計画書等を出されると思うんですけども、その辺で市のチェックが働くといいかなという気がします。なかなか孫請までチェックが難しいかなという気もしているんですけど、要は3番っていうのは、そういったことでしょうか。

青木保参考人 設計労務単価は8年ずっと上がっているんですね。2.5%上がっています。上がったのは大手が助かっているだけなんです。ここではないと思うんですけど、全国的に見ると、法定福利費を会社の定義に補填しているということが大半です。頂けるものは頂けるわけですが、そこを補填しているというのが実情です。

森山喜久委員 あと地域建設産業再生に関する要請書の本文の中にも、55歳以上の方の割合が35%とあるんですけど、実際、70代ぐらいの人もやっぱり相当数の数働いているという理解でよろしいでしょうか。実際そういう状況であれば、特に技能労働者の方々といえども、技術とか技能の継承、そういった引継ぎという部分がすごい悩みの種かなと思います。その辺いかがなものですか。

青木保参考人 正直言って伝統工芸をやる場がないんですね。教える場がないんです。なぜかと言ったらプレハブが主流ですよ。だから我々みたいな在来工法を実際にやれるっていうのがないわけですよ。以前はそういうじっくり構えてやるような仕事があったんですけど、どうしても例えば大工職ってやっぱり10年ぐらい掛かりますよね。それをじっくり横に据えてやれるかどうかというのがあります。そして若い人がどうしても単価に走るの、そちらに走るのかなという思いですね。

森山喜久委員 その単価でいえばこの要請書のところの5番。公契約条例を制定して、受注関係者に一定額以上のっていう委託以上の賃金の支払と適正な労働環境、その条件を確保することがやっぱり必要なんだっていうところよろしいでしょうか。

青木保参考人 本当に今日はこういう機会を持っていただいてありがたいなと思っていますが、全国的に20%まではいいよとなっていますね、払うのが。今の話をするとそれ以下なんですよね。だからそれを決めていただくと、最低でも2割減で頂けるということなんです。

森山喜久委員 頂いた資料の5ページで、公契約条例を制定した都道府県自治体の一覧があるんですけど、早いところは10年ぐらい前からやっていたかなど記憶しているんですけど、逆にそれがなかなか進んでないというふうなところもあると思うんですよね。進んでない理由とかを皆さん方の立場から、こういったところが問題で進んでないというふうなところがあれば教えてもらえませんか。

青木保参考人 最終的には、現場を把握していただきたい。そして公契約条例を作ってほしい。そうすると言い方は悪いんですけど、日雇いで入っている人も確実にお金が入るわけですよね。公共工事に入っても、これを条例化していただくと安心して仕事ができるということなんです。それが民間の工事にもつながると思います。公共工事はこれぐらいだから、例えばそれが少し下がっても、やれるよということになるかと思いません。我々は、給料1日稼いだ中で保険料を払いますね。ボーナスはありません。休みもありません。そういう中で若い人が入るのかなってというのが、これもクリアしないといけないところなんです。だからそこを考えると、公共工事の条例化をしていただくとそこら辺がほかのほうにも波及するんじゃないかなと思っています。

森山喜久委員 逆にそういうふうな形で皆さん方の賃金の状況が安定しておけば、そういった地域経済を活性化させる一因にもなるという理解でよろしいでしょうか。

青木保参考人 契約を結ぶときの透明性も出てきますよね。確実に見られるから、談合とかそういうのがなくなると思うんです。実際に出したものし

か分からない。明確になるということですね。これは公契約条例の一番いいところと思っています。

藤岡修美副委員長 要請書の8番で、新型コロナウイルス感染症うんぬんの文面があって、資料の13ページに質問の2の7に新型コロナの影響で困っていることや不安なことで、一番多いのが仕事の減少、それから現場の感染防止策がグラフを見ると多いんですけども、その辺りの説明できることがあればお願いします。

青木保参考人 実際には、コロナの関係で仕事の減少というのは見られません。これは安心していただいているのかなと。ただ、感染予防に対してマスクを掛けたまま仕事はできないですね。息苦しくて。だから現場は密閉ということ全くありませんのでね。その辺りは確保できているのかなというふうに思います。

高松秀樹委員 地域建設産業の再生に関する要請書ですけども、お金の問題、賃金の問題って、非常に大きい話だと思うんですね。いわゆる公共工事に関しての話なんですけど、最後はしわ寄せが末端に行くという現状がきつとあるだろうというふうに思っているんです。そこで3番に市発注の工事における労働者の実態、賃金実態や収量、就労環境を把握してくださいとあるんですが、建設山口の小野田支部で、要は山陽小野田市議会なんで、ここに限定して、今、実際賃金がどうなっているのか、就労環境がどうなっているのかっていう資料か何かを後日頂けると、具体的に私たちもこんなに低いのかとか、こういう状況なんかとできると思うんです。それは是非、また後日でいいのでいただきたいと思いますが、どうですか。

青木保参考人 賃金アンケートも取っていますので、その資料を提出しておきます。

岡山明委員 アンケートを見たけど、支部長から環境もすごく厳しいと。そういう状況があってやはり要望書には、賃金とそういう環境がメインに書かれていますから、700名近くの会員を抱えた状況の中で、大変に厳しい環境を強いられているんで、危機感をもう少し出されてもいいかなと思ったんですけど、申し訳ないけど何かもう少しありますか。

青木保参考人 我々の実態はなかなかこの数字に表れてないというのが、まず給料制じゃないんですね。1日幾らで給料じゃないんです。雨季なんかひと月で10日ぐらいしか仕事がないとか、そういう状況ですよ。そしてその中で、通達があって、土曜日は休みなさいと。土曜日は休んで、普通のサラリーマンなら有給でお金入りますよね。我々は入らないんですね。ただほんとに休むだけ。だから、雨が降ったら土曜日代替で出るよっていうのができる場合はいいんですけど、その辺で補填しているということなんです。だから実際に企業が職人を抱え込み始めたんです。給料制で、ただし3年契約ぐらいで駄目なら切るよってというような形を取っているところもありますけどね。それで若い人が行くと。給料だから行くんです。我々のこの業界は本当に仕事が好きな人、物を作ることが好きな人ぐらいしか残っていないんですね。だから、給料、日当等を考えると、やはりどこに行くかっていうのが明らかに出てくるんじゃないかなというふうに、そして先ほど言った、法定福利を含めた公共工事が2万2,000円ぐらいあると仕事ができるわけです。1日2万2,000円でできるわけです。それを1万3,000円ぐらいであえいでいるからなかなかこの業界には残らない。40代の離職が一番多いんですよ。

中村博行委員長 参考人の皆様に委員会を代表して御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を添えていただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。皆様から頂いた貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、委員会を

一旦終えて休憩に入ります。お疲れ様でした。

---

午前10時15分 休憩

---

---

午前11時 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして、産業建設常任委員会を続けます。それでは審査番号の3番です。山陽小野田市地方卸売市場についての陳情について、審査をしたいと思っております。本日は参考人として徳富淳様の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人の徳富様に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますよう、よろしくお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情について、まず参考人の徳富様から御説明いただき、その後、委員から質疑に入ります。また、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから御発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。では、まず参考人の徳富淳様のほうから御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

徳富淳参考人 御多忙の中、私どもの陳情書で御参加いただき、大変恐縮しております。ありがとうございます。62年間ぼーっと生きておりましたので、このような経験は初めてでございます。陳情者としての秩序、ルールが分かりません。本席をお借りしまして、あらかじめおわび申し上げたいと思っております。同時に本日は一つよろしくお願い申し上げます。では早速、趣旨ということで入りたいと思っております。昔から「木を見て森を見ず」ということわざがございます。趣旨説明としてのコンセプトは公

僕としての全体の奉仕者の姿であるかということです。公平公正平等が大原則の公設市場において開設者としての立ち位置を理解されているのでしょうか。市場問題で3年が経過しているにもかかわらず、1億7,000万円と、多くの債権者の方々、市場に関わる出荷者を初め、関係者の方々と多くの被害者がいらっしゃるにもかかわらず、加害者が誰1人といないということです。先般11月10日に開催されました関係者説明会において行政側は済んだこと、済んだことと連呼し、未来に向かってのお話をしましょうということでした。私は、1億7,000万円という大金と多くの被害者の方々と済んだこととして、道義的にまた人として、土の中に埋めることが果たして良いものだろうかという疑問を感じております。いや決して土の下に埋めてはいけないという結論に私は達しました。同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、済んだことを検証し、教訓とすることが大切であると考えます。川の流れは上流から流れてきます。いま一度上流に目を向けていただきたいと思います。体をなしてないと、外部税理士さんに指摘を受けた小野田青果販売の買受け番号115番を許可したのは行政でございます。市場内において違法な附属店舗として閉鎖された市の市場の営業を許可したのも、行政でございます。何かキーパーソンの役割を果たされている方がいらっしゃるのではないかと、つつい思ってしまうところでございます。不思議ではございません。ちょっと余談になりますが、和飾りの季節になりましたが、この夏に行政職員2名と議員1名で、私は利害関係者に該当しますので、同席しませんでした。和飾りについては、中央青果センター商事部コード番号を使用しての伝票改ざん、また、私は学校給食のほうに納品させていただいておるわけですが、ある業者に対しての原価割れ販売や同じ商品が個々の業者さんによって値段が違うことを確認していただきたくてお願いしたわけですが、いまだに音信不通でございます。これも行政の言われる済んだことなのではないかということです。公平公正、平等な公設市場の開設者としての姿勢に疑問を抱かざるを得ません。ということで、先ほど冒頭に言いました木を見て森を見ずということで、まず、陳情書の木のほうに入りたいと思います。お手元

の資料の陳情書です。先般11月10日に開催されました、山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会に私も山陽小野田市民の1人として、また、市内事業者及び仲買人組合副組合長として出席させていただきました。説明会では先ほど申しましたように行政側が済んだこと済んだことを連呼し、未来の話をしましようということでしたが、発言の揺れや責任の明確化を避けているような態度等々が見受けられまして、今後の市場運営が公正、安定的に行われるとの安心感を得られる結果にはなりません。ということで、57条違反の事実、用途変更、現状変更、転貸等の禁止という項目なんですが、これを行政側に問い合わせましたところ、申請に基づき粛々と手続をしたという回答を得ました。後にも先にも粛々と手続をしたということでもあります。事前の協議がなされたのか、されてないのかも分かりません。また、手続をした後どうなったかの確認も明確な答えはできておりません。ということで、57条の別添資料の1番、2番の別添資料あると思うんですが、1番、2番についての要望を三つほどさせていただきます。黙認と監督指導不足の違いを行政内部の定義として明文化し、上記事案が黙認と監督不足、いずれに該当するかお答えください。と申しますのが、当日の説明会では黙認ということになったわけなんですが、翌日の運営協議会の席上では、監督指導不足という言葉に変わったということです。これは紛れもない事実ということで、黙認と監督指導不足とは随分意味合いが違うのではないかと思います。これもやはり文書の中で書いております責任の明確化を避けているような態度等々が身受けられるというところに行き着いたわけでございます。ということで57条違反のことについてはこの1、2、3番の質問を調査、報告をさせていただければというふうに思っております。引き続き、例の質問で、補助金の1,500万円の件なんですが、あくまでも赤字補填という形での補助でありましたが、詳細については今から司法の場に移るわけなんですが、そこで三つの質問をさせていただきたい、また報告をさせていただきたいとお願いをしております。入金された後の確認追跡調査はされなかったのでしょうか。先ほどの申請手続と同様に、後にも先にもない、粛々と申請手続をしたという

ことだけです。これをやはり確認する行政としての責任監督義務はあるのではないかということで2番目に職務遂行は公平かつ正当性であったのかということをお尋ねしております。また3番は司法の場に移るわけなのですが、本事案は公務員としての信用失墜に該当しないのかという三つの項目を質問、報告、調査及び報告をお願いしたいということで参りました。最後になりますが、行政の関わりを明白にし、この教訓を糧とすることが今後の健全な市場運営に必要不可欠であると考えております。本陳情を受け、市場監督者としての行政の在り方をいま一度振り返っていただくようお願いするとともに、新生地方卸売市場の正常化と存続を切に願っている山陽小野田市民であり、また市内事業者であり、また任意であります。小野田仲買人組合の副会長としての陳情ということで御理解いただければというふうに思います。以上でございます。

中村博行委員長 ありがとうございます。ただいま、陳情者の説明が終わりましたので、これから委員からの質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手してください。

森山喜久委員 この陳情書は議長あてに出されていますが、それと同じように市長宛てのほうには出されているのでしょうか。

徳富淳参考人 藤田市長宛てにも出してあります。いささかちょっと、市長宛てのような文書になつとると思うんですが、行政側に全く同じ文書を市長に1字1句間違えず提出しております。

森山喜久委員 私は11月10日のこの会議に出ていなかったのですが、何点か確認させてもらいたいと思うんですが、先ほど補足説明があった地方卸売市場条例第57条違反、用途変更現状変更転貸等の禁止の事実が認められると。また同時に行政の黙認も事実として明白になったというふうにあるんだけど、この辺を詳しく教えてもらえますか。これは実を言うとテープレコーダーにも当日開始前に会の始まる前に皆さんの了解を得ま

して、録音テープに録音をさせていただきました。その会話のやり取りの中から、明白であるということも確認いたしましたし、また、当日の中で私が二度、三度、黙認という形でよろしいんですねという質問をさせていただきました。これについても行政側からも答えがなかったというか、反論がなかったということで私は黙認という解釈でよろしいですねと3回念を押させていただきました。ということで黙認という結論に達したわけでございます。

森山喜久委員 行政に問合せしたときは、回答がなかったということで黙認という形でいいんですが、その前の57条違反の事実というのは一応行政が、その57条違反ということを実際という部分を黙認したということですかね。

徳富淳参考人 使われた業者も事実であるということをおっしゃいました。

森山喜久委員 翌日の運営協議会で、黙認ではなくて監督指導不足であったというふうな発言、説明が行われたということよろしいですかね。

徳富淳参考人 翌日の運営協議会の席上、黙認という形からすり替わったという認識の違いだのうんだのになりますので、よく分かりませんが、いずれにせよ、運営協議会の日では監督指導不足という言葉は行政側から発言されたようです。

高松秀樹委員 この陳情書の本文以外で先ほど口頭で和飾りの件と、もう1点発言をされたと思うんですが、そこをもう少し詳しく発言を願いたいと思います。

徳富淳参考人 この場で実名を出してよろしいわけですか。市職員と議員ですね。まずは和飾りの件では、和飾りの競りが毎年冬に1回あるんですが、

まず当然、場長立会いの下で競りが開始されるわけです。その競り場にはいない人物が買ったようになっていたということ。だから、例えば私と高松委員が競り場で手を出しますが、もう1人、実在のしない方が競りで買ったようになっている。その場にはいないんです。いないけど、販売原票はその場にいたことになっているわけですね。そのいらっしゃらない方が今度は中央青果商事部のコード番号335号に変わっているわけなんですね。例えば私ともう1人と高松委員が市場関係者だとします。高松委員は本来ならば10個しか要らないわけなんです。しかしながら、高松委員は伝票上50個買ったようになってるわけです。だからその10個と50個の差の40個はどこに行ったかと言ったら、横にいらっしゃった実在しない方の番号になっているわけなんです。それを買ったようにして今度は中央青果の商事部のコード番号335に移しているわけですね。伝票を改ざん、数字を改ざんするわけですね。それは場長、行政職員、正常化活性化の特命を受けられた職員の方と元ここにいらっしゃいましたが、今は総務文教にいらっしゃる議員に確認をさせていただいて、何でこれが分かったのかという答えまでは聞いているんですが、あんまりしゃべっていいのか分かりませんが。

高松秀樹委員 それはいつの話ですか。

徳富淳参考人 一昨年の12月です。そのときの改ざん資料、書記がボールペンで消してまた書き替えている資料を提出しろということであれば、後日改めて提出させていただきたいと思います。

宮本政志委員 ちょっとよく分からないんですけど、今Aさんという方が、本来10個しか要らないのにと、説明がありましたよね。そういう流れっていうのは条例か何かの法律に違反をする行為なんですか。それとも通常よくあることなんですか。山陽小野田市だけじゃなくて、全国的にもそういったことがあるんですか。

徳富淳参考人 してはいけないことでございます。伝票改ざんは完全なインサイダー取引等々になりますので、見方によっては、刑事告発もできるような違法です。

高松秀樹委員 もう一つ、その後何か言われていたと思うんですけど、ちょっと控えてないんで。

徳富淳参考人 私は学校給食センターに納品させていただいておるんですが、洗いサトイモをヤオイチという加工屋から、その当時は取っていました。1キログラム当たり950円で中央青果が仕入れまして、業者に850円で売るという100円の原価割れでした。その当時は、中央青果から仕入れなさい、市場を通しなさいという縛りがございました。また、卸売業者も中央青果という業者が1社しかございません。そういった中でなぜ原価割れまでして950円で仕入れ、850円で売らなくちゃいけないのか。また、むきタマネギも横に組合長がいらっしゃいますが、むきタマネギは一、二日で値段がそんなに変動するものじゃございません。むいた加工品でございますので、シーズンでむきタマネギの値段が変わるわけなんですけど、1週間の間で私どもにはむきタマネギが250円。ある業者は230円。サトイモの業者においては220円という、1週間の間で値段がまちまちで、そういうのを正常化と活性化の特命を受けた職員にこれはどういうことだということを談判したんですが、ビジネスはトータルなんだと。いや何がトータルなんですかというちょっと押し問答をしたことがあるんですけど、いずれにせよ明確な答えは返ってきておりません。

高松秀樹委員 今の後段部分のタマネギの話はよく分かりました。いわゆる差別的な取引が行われているんじゃないのかというところ。最初の洗いサトイモの話をもう少し教えてください。

徳富淳参考人 学校給食で洗いサトイモを納入業者として納品するわけなんで

すが、まず、ヤオイチという洗いサトイモを作る加工屋から中央青果が仕入れます。その仕入れたサトイモを今度は我々が入札にかけるわけですね。だから、中央青果が950円で仕入れた洗いサトイモに何ぼか利益を上乗せして、大体このぐらいになるよと、1,000円ぐらいで出せますよというような、予想価格を出されます。そうしたら私どもはその1,000円に対して幾ら設けるかということで、一般的であれば1,000円を出しますよということであれば、1,020円か1,030円という札を入れるようになります。しかしながら、その850円というのは中央青果が950円で仕入れて、850円でその人にもう落札したから850円で売っているわけなんですね。ですから落札価格は1,020円か1,030円なんです。業者がセンターに持っていく価格は1,020円か1,030円で応札して落ちとるわけ。しかしながら、私どもが中央青果から買うサトイモは950円で仕入れた洗いサトイモに中央青果の利益を乗せますので、950円よりも高くないといけない値段で、私ども本来ならこれがビジネスなんです。しかしながら、950円で仕入れたサトイモがその業者に850円と行っているわけです。

高松秀樹委員 今の話は、結局中央青果がある特定な売買参加者に対して、そこに利益が出るように仕入価格を割って出している。一方とみやさんとかも含めて、それは通常の値段で出すかもしれないけど、850円なら損するわけですね。損してまで取ったところの利益を確保していると、こういうことですね。

徳富淳参考人 そうです。実はこれは2回目のことなんで、学校給食センターのリハーサルするときにもう一発目からこういうことがございました。下関の岡村商店から仕入れた6,000円のジョナゴールドを5,200円で販売したので、1箱について800円損です。中央青果が120円で仕入れたピーマンを80円で販売したこともあります。どうなっているのかを管理事務所に問合せましたが、これもいずれにせよ答えが藤永社長にお会いすることができませんでしたのでということで、私は利

害関係がありますので、これも総務文教にいらっしゃる議員にそういう旨を伝えて、お2人で確認されました。なら管理事務所のほうから帰ってきた返事が「藤永社長に会えないので確認が取れません」と。「いやいや、藤永社長は1年も2年も休んだらわけじゃないでしょ」と言っただんですが、そういう答えが返ってきております。

宮本政志委員 今おっしゃった例えば120円とか6,000円とか出ましたけど、それを中央青果が仕入れたという、その数字はなぜ分かるんですか。

徳富淳参考人 もう破産しましたんで言いますが、藤永さんのこの差別的な値段に対してやはり不信を持つ方がいらっしゃるんです。伝票5,200円と付いているけども、私は宇部の市場にも行ってますんで、大体の相場がつかめるわけなんですね。ですから、ジョナゴールド、今6,000円ぐらいしていませんか。だけど、その業者さん5,200円で伝票が付いているけど、おかしいんじゃないか、ちょっと調べてくれるかということで仕入値を教えてください。

宮本政志委員 ということは、今までおっしゃっていた例えばジョナゴールドっていうりんごですかね、6,000円とかこれが120円とか、950円の先ほどの新サトイモのっていうのは、情報から想像した数字であって、本当にその数字で、中央青果が仕入れたかどうかっていうのはこれは確実にそうですっていうことじゃないですね。

徳富淳参考人 確実にそうでございます。コピーもちゃんと取っております。仕入伝票もちゃんと私どものほうにあります。確実な数字でございます。推測で物は言えません。

宮本政志委員 例えば食べ物っていうのは古くなったり、あるいは余ったりとかそういったところで950円を入れたものを、安く売らざるを得ない。

そういうこともなかったってことですね。

徳富淳参考人 学校給食、教育委員会のコンセプトは安心安全なんです。腐ったものは持っていかれません。ですから納品のときにサトイモが腐っていたぞと。ジョナリングが腐ったと。こういうことは絶対あり得ません。傷でも入り口ではねられます。ですから、不良品だから安くしろということはありません。こういう生き物を扱うことですから、葉ネギの先がちょっと黄色くなるとるから、けどもこれはどうしようもないから悪いけど、本来なら850円で仕入れるんじゃないけど、給食センターにはちょっと悪いけど、どうしようもないからということでお断りを入れて、750円でもらうようなことは、1回か2回は年にあります。これはあくまでもどうしようもない。荷物が小野田のネギ三昧を地産地消、またその農業振興のために小野田のネギ三昧というネギを使いなさいという指定の中で、高泊干拓の塩水の塩害で潮風で葉先が黄色くなったと。そういうことで、ちょっと正規の値段じゃ持っていかれないよということがあります。故意か恣意的にやったものなのか、自然のことによってやったのか。これはもう恣意的にやるとるわけなんです。

岡山明委員 伝票が偽造であると確信を持てるような証拠は、業者から確認はとれますか。

徳富淳参考人 ですから先ほど言われましたように、証拠はあるのかと言われると、「あります」と。後日持ってまいりましょうかということですよ。

岡山明委員 例えばそのサトイモに関しては平成30年12日くらいに改ざんしていますよね。そうすると落札の伝票と、もう一つ、ある業者のほうに送った価格の二つの伝票があるということになりますよね。

徳富淳参考人 伝票の改ざんは和飾りの件でございます。今、話をしているのは洗いサトイモの話で、岡山委員の中では和飾りの伝票の改ざんと洗い

サトイモの850円と900円が一緒になってらっしゃる。和飾りは和飾り、サトイモはサトイモで、頭の中を半分に割っていただいております。されたほうがすっきりくるかと思えます。

岡山明委員 洗いサトイモの件に関しまして、伝票の改ざんということですか。

徳富淳参考人 改ざんというのは、伝票を書き替えることが改ざんでありまして、これが和飾り、伝票を書き換える、買ってない人が買ったようにさも買ったようになって、それが中央青果の商事部の335というコード番号に化けているということですね。それが私どもの言う和飾りの改ざんです。サトイモの件はただ単に利益幅を大きくするために逆ザヤや原価割れをして商品売っていったということで伝票の改ざんはございません。

高松秀樹委員 和飾りとかサトイモとかタマネギとか言われたんですが、そのほかに徳富さんが言われるとおりでしたら、不正に近い行為が行われておったということなんでしょうけど、3点言われたんですが、そのほかにも、こういうことが行われておったという事実を把握されておるんですか。

徳富淳参考人 何点か事実を確認しております。思いの丈をしゃべってこいということで、陳情書とはちょっと脱線したわけなんですけど、実は、最初に申しましたように、木を見て森を見ずということで小さなことばかりじゃなくて、本来は行政の公正公平、平等の大原則、公設市場としてのそれが機能していないんじゃないか、57条違反ということで例を出して、本来なら私の趣旨であるところは、公設市場としての公平公正平等が守られていないんじゃないかと。それを管理する管理事務所がどうあるべきものなのかということで、この陳情書を投げ掛けたわけでございます。

宮本政志委員 公開質問状の5ページの件、お聞きしていいですか。今正におっしゃったのが、1ページにも書いてあるんで、市場監督者は公平かつ正当性があったと言えるのかってところが指摘になって、正に今それおっしゃったんですけど、それについて5ページのこの公開質問状の①、②に関して、冷蔵庫無許可設置、括弧違法設置。それから②、無許可にて事務所とし、二つとも違法ってあるんですけど、何に対する違法ということで、根拠はなんですか。

徳富淳参考人 転貸等の禁止です。57条転貸等の禁止、申請者は中央青果でございます。しかしながら、使用者は違う業者さんが使っているということです。会議室にしても冷蔵庫にしてもですね。

宮本政志委員 この条例に対して背いているんじゃないかっていう前提だと思うんですけど、これに対して、例えばお名前はこれ隠してあるな、この中央青果と当時の市でこの条例にのっって何か書類的なもの、契約書とか覚書とかそういったものっていうのは確認されましたか。

徳富淳参考人 私の持っている資料はその添付資料の写真2枚と、高橋場長が出されている会議室の使用許可、場長宛てに出された資料の趣旨の3枚の資料しか私は持っておりません。

岡山明委員 洗いサトイモに関しては逆さやと。市場側としては必ず、日報、週報、月報と出ていると思うんですよ。そういうので何か証拠のようなものがあるかなと思ったんですけど。収支が合わんという状況だと思うんですけど、それはどの辺で調整されていか。中央青果側がどういう形で調整されて、と成り立ったのかっていうその辺は分かりますか。

徳富淳参考人 私は中央青果の人間じゃございませんので、中央青果が幾らの値段で何個売ったとか、幾ら儲かったというのは私の中では把握できません。ただ、管理事務所に、公平公正な伝票チェックはしておるのか、

実際こういう現象が起きるとるじゃないかということは、何度も詰め寄りました。しかしながら、管理事務所から帰ってきた答えは、仕入伝票が分からんのにどうやって調べればいいのかという。仕入値がどうやって調べられるかと。いやいや仕入値まで把握するように勉強しなさいよって言ったこともあります。仕入値が把握できて初めて管理事務所の仕事ができるんじゃないかと。逆に仕入値が分からんのに、そんなことを言われてもわしは分からんと。ただ、伝票は公平公正にチェックしとると。意味が分からんことですが。

岡山明委員 仕入価格がよく分からないという状況で、学校給食への供給のお話しや洗いサトイモというのはいつごろになりますか。

徳富淳参考人 私が伝票を持っているのは、はっきり明確な記憶はないんですが、平成30年の12月か、令和元年の1月の伝票です。

岡山明委員 平成30年の12月となると、市場長はいた状況ですよ。市場長にもそういう話は通っていることですかね。

徳富淳参考人 通っているというか、ですから議員と行政職員2名の立会いの中で全て伝票等々のチェック、確認をしていただいております。確認結果した1回目は、藤永社長に会えませんでしたのでということは、議員に報告に行っているみたいですから、ノーアンサーということです。2回目については、何でそこまで分かっているのかというのが答えでございます。

宮本政志委員 5ページの1番下の④のところにちょっと大きな争点の一つですが、不透明な1,500万円のことを書いてありますよね。その下に小野田中央青果に関して勘定科目に差入保証金として記載がありと。その右にA社の勘定科目に記載なしとありますけど、この資料に関して勘定科目に記載なしっていうのはどういう経緯で、こういったものを参考

に記載なしっていうふうには書かれているんですか。

徳富淳参考人 税理士からの資料を基にやったと思います。

中村博行委員長 この件については今までの説明では、差入保証金なのか、投資なのかというね。これは破産の審査が行われておりますし、その中でも、なかなかまだ結論が出てないという状況だったと思うんですが。

徳富淳参考人 私が申し上げたいのは、要は1,500万円が赤字補填なんだと。その原資は市の税金なんだと。しかしながら、今司法の場に場が移っていますので、それが投資なのか何なのか私には分かりません。しかしながら原点に戻れば、赤字補填名目で入金された1,500万円なわけなんですね。だからその辺の確認等々でありまして、勘定科目で差入保証金がどうなっているか、これは今から司法の場でどういう形になるのかは決まるんじゃないかなと。

宮本政志委員 単純に私が確認したかったのは、勘定科目に記載なしってあったんで、何かこの勘定科目を確認する書類をお持ちなのかなと思ってお聞きしたんですが、そうじゃないってことですね。

藤岡修美副委員長 整理するんですけども、要はこの陳情の趣旨、6項目あってそれについて調査報告をお願いいたしますということで、受けていいのかという確認と、市にも出されて、議会にも出されているってことで、議会の立ち位置ですね。当然市のほうも徳富さんのほうに答えられると思うんですけども、それをチェックしてほしいという意図の陳情書と考えていいんですかね。市にも調査報告をお願いしまして出されて、議会にも調査報告を同じ項目で出されていますけども、議会の立ち位置、要は議会に何を求めておられるのかをちょっと説明してほしいんです。

徳富淳参考人 徹底的にやってほしいと思います。と申しますのが私の中では、

議員さんは地域社会に貢献するのも一つなのですが、市の執行部に牽制球を送るということも、やはり議員の大切なお仕事じゃないかなと思います。なかなか身内が身内を処分するということではできません。ですので、議会のほうで牽制球を投げられて、執行部と議会がしのぎを削って初めて、すばらしい山陽小野田市が実現するんじゃないかな。ですから、私の望むところは、産業建設常任委員会に徹底的にやっていただきたい、そして膿を出していただきたい。お互いがしのぎを削ってやるのが、住んでよかった山陽小野田市の実現の近道になるんじゃないかというふうに考えておりますので、容赦なくやっていただきたいと思います。

高松秀樹委員 陳情書に書いている以外のことも言われてその辺は全然資料がなくて、今は、口頭で徳富さんが言われた部分だと思います。しかしながらいろんな伝票等もありますよってということなんですね。徳富さんが言われる不正な市場取引が行われたということを保管する伝票等があれば、是非この委員会に提出をしていただくように、委員長はお取り計らいをお願いしたいと思います。

中村博行委員長 それでは私から徳富さんをお願いをしたいと思うんですが、先ほどおっしゃっていた洗いサトイモ、タマネギとかピーマンとか具体的におっしゃったってことはそれなりの資料をお持ちだというふうに推察をいたします。できればそういったことが分かりやすいような資料を作ってもらって、裏付けとなるような伝票等も添付したものを、コピーしたものでもちろん結構ですので、提出をお願いできますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願ひいたします。ほかはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり） それでは質疑を終了いたします。参考人の徳富様には私から御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席を賜り、貴重な御意見を述べていただきました。このことにつきまして心から感謝申し上げます。徳富様のから頂きましたただいまの貴重な御意見等は、今後本委員会の審査に十分生かしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ、御理解をくださいますようお願いい

たします。本日は誠にありがとうございました。

(参考人退出)

中村博行委員長 続いて審査番号4番閉会中の所管事務調査事項についてお諮りをいたします。お手元の資料にありますように産建の所管全てを網羅していると思いますので、これで所管事務調査事項についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で産業建設常任委員会の審査を終了します。お疲れ様でした。

---

午前11時55分 散会

---

令和2年12月10日

産業建設常任委員長 中村博行